

平成19年2月1日

条例第2号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合公告式条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の条例の公布等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは公布の旨、年月日及び条例番号を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。ただし、広域連合長に支障があるときは、副広域連合長においてその事由を記載して署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館の掲示場

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則等の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合長以外の広域連合の機関（以下「広域連合の機関」という。）の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程等で公表を要するものに準用する。

この場合において、前条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機

関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示等)

第6条 第2条第2項の規定は、広域連合長及び広域連合の機関の行う告示、公告及び公示に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月2日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合公告式条例の規定は平成24年4月1日から適用する。